

青森県報

第四千四百四十四号

平成二十八年
五月九日
(月曜日)

目次

告 示

- 森林法第百八十九条の規定による告示及び揭示…………… (林政課) …… 一
- 証紙売りさばき人の業務の廃止の届出…………… (会計管理課) …… 一
- 青森県指定金融機関等の指定の一部改正…………… (同) …… 一
- 公安委員会
- 警備員指導教育責任者講習(追加取得講習)の実施…………… (保安課) …… 二
- 平成二十八年年度青森県警察官採用試験(警察官A)公告…………… (警務課) …… 三

告 示

青森県告示第百三十三号

平成二十八年三月二十八日青森県告示第百二十八号で保安林の指定を解除した旨告示した次の一の森林について、森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第三十三条第六項において準用する同条第三項の規定による通知ができないので、同法第百八十九条の規定により、次の二及び三のとおりその通知の内容及び同条の規定による揭示をした旨を告示する。

平成二十八年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 解除保安林の所在場所及び森林所有者氏名

解除保安林の所在場所

森林所有者氏名

解除保安林の所在場所	森林所有者氏名
十和田市西二十二番町三五五の一九	山崎純司
十和田市大字三本木字西金崎三六九の二〇	小笠原健一
十和田市大字三本木字西金崎三七一の九	株式会社十和田観光ホテル
十和田市大字三本木字西金崎三八二の三、三八二の二、三八二の一三	株式会社野月建材
十和田市大字三本木字西金崎三八二の四	箕輪敦

二 解除保安林の通知の内容

青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いている関係書類のとおり、森林法第百八十九条の規定による揭示

平成二十八年四月二十一日十和田市役所に掲示した。

青森県告示第百三十四号

次の青森県収入証紙の売りさばき人から平成二十八年三月三十一日をもって青森県収入証紙の売りさばきの業務を廃止した旨の届出があった。

平成二十八年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

売りさばき人の住所及び名称
十和田市大字三本木字野崎一
十和田地区食肉処理事務組合

青森県告示第百三十五号

昭和五十四年十月一日青森県告示第八百六号(青森県指定金融機関等の指定)の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月九日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号の表中

志功館前支店桜川出張所
青森市桜川二丁目

を削り、

志功館前支店
青森市松原一丁目

を

松原通り支店
青森市松原三丁目

に改める。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第五十三号

警備業法（昭和四十七年法律第一百七号。以下「法」という。）第二十二條第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習（法第二十二條第二項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年國家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。）第七條に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「資格者証等」という。）の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る講習。以下「追加取得講習」という。）を次のとおり実施するので、講習規則第二條の規定により公示する。

平成二十八年五月九日

青森県公安委員会委員長 高 畑 紀 子

一 講習の区分

法第二條第一項第四号に規定する警備業務に係る追加取得講習

二 実施期間及び実施時間

平成二十八年六月二十日（月）から同月二十一日（火）までの二日間の午前九時から午後四時五十分まで

三 実施場所

青森市問屋町二丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

四 受講定員

六人（予定）

五 受講対象者

受講申込日において、受講しようとする警備業務（以下「当該警備業務」という。）の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上であるもの

六 受講申込みの手續

1 受講申込みの受付期間等

(一) 受付期間

平成二十八年五月二十三日（月）から同月二十六日（木）までの間

(二) 受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 受付の締め切り

受講申込みの受付は先着順とし、受講申込者の人員が予定人員に達し次第、受付を締め切る。

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申込方法

六の2の受付場所を受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行うこととし、郵送等による申込みは認めない。

4 受講申込みの書類

講習規則別記様式第一号の受講申込書（申込み前六月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチメートルの写真一葉を貼り付けること。）一通に次の書面一通を添付すること。

(一) 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書

(二) 既に交付を受けている当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格

検護手の届出

5 検護手数料

検護手数料一万円分を青森県収入証紙により、検護申込書提出時に納入する。

七 検護受付時間

青森県庁の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 検護終了後、検護者証書を行う。検護に際する事項を整理した記録簿を提出し、検護終了後、検護者証書を返す。

2 検護証書、検護者証書を提出する。

九 検護申請書の提出場所

1 青森県警察本部生活安全課生活安全課

青森県庁 41111 41111

2 青森県庁の組織課（組織課長に相談）の生活安全課生活安全課

平成28年度青森県警察官採用試験（警察官A）公告

平成28年度青森県警察官採用試験（警察官A）を次のとおり実施するので、人事委員会規則6 - 15（職員の任用に関する規則）第10条の規定により公告する。

なお、当該試験の実施に当たって、青森県警察官採用試験（警察官A（男性））第1次試験については、埼玉県警察本部、千葉県人事委員会、神奈川県警察本部、静岡県警察本部及び警視庁と共同で行うものとする。

平成28年5月9日

青森県警察本部長 大塚 泰博

1 試験の種類及び程度

種 類	区 分	採用予定日	程 度
	男性		
警察官採用試験	女性		

（警察官A）

武道指導 / 柔道	1日
武道指導 / 剣道	

注 警察官A（男性）及び警察官A（女性）受験者で、平成28年10月採用にじられる大学既卒者及び平成28年9月30日までに大学を卒業見込みの者は、平成28年10月1日に採用される場合がある。

なお、平成28年10月1日から平成29年3月31日までに大学を卒業見込みの者及び武道指導受験者は、平成29年4月採用となる。

2 採用予定人員及び職務の内容

(1) 採用予定人員

種 類	区 分	青森県					埼玉県		千葉県		神奈川県		静岡県		警視庁	
		男性	58人程度 うち28年10月採用13人程度	2人程度	3人程度	2人程度	3人程度	5人程度								
警察官A 試験	女性	9人程度 うち28年10月採用2人程度														
	武道指導 / 柔道	2人程度														
	武道指導 / 剣道	2人程度														

注1 警察官A（男性）受験者は、上記都県（青森県を除く）の中から第2志望として選択することができる。

なお、青森県以外の都県で採用される場合は、全て平成29年4月以降の採用となる。

2 採用予定日については、都県により異なる場合があるので、詳しくはそれぞれの都県が問合せに応じる。

(2) 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持に当たる。

3 受験資格
(1) 受験資格

試験区分	実施機関	受験資格	
		年 齢	学 歴 等
警察官A (男性)	青森県	昭和59年4月2日以降に生まれたる者	学校教育法による大学(短期大学を除く。以下「大学」という。)を卒業した者又は平成29年3月31日までに大学を卒業する見込みがある者(人事委員会が含む。以下同じ。)
	青森県 玉川郡 神奈川	昭和61年4月2日以降に生まれたる者	
	青森県 千歳郡 千歳	昭和58年4月2日以降に生まれたる者	
警察官A (女性)	青森県	昭和59年4月2日以降に生まれたる者	大学を卒業した者又は平成29年3月31日までに大学を卒業する見込みの者
警察官A (武道指導 /柔道)	青森県	昭和59年4月2日以降に生まれたる者	大学を卒業した者又は平成29年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 柔道にあっては、有段者として、3段以上を有すること。 ・ 剣道にあっては、全日本剣道連盟が認定すること。
警察官A (武道指導 /剣道)	青森県	昭和59年4月2日以降に生まれたる者	大学を卒業した者又は平成29年3月31日までに大学を卒業する見込みの者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 柔道にあっては、有段者として、3段以上を有すること。 ・ 剣道にあっては、全日本剣道連盟が認定すること。

注 受験資格中「人事委員会が同等の資格があると認める者」については、志望する都県によって異なるので、それぞれの都県が問合せに応じる。

- (2) 受験申込みの時点で次のいずれかに該当する者は受験できない。
- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のうち次のいずれかに該当する者

- (ウ) 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)
- (エ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (オ) 志望する都県の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(イ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の時期及び場所

試験	試験日時 (開始時刻)	場 所		合 格	発 表 方 法
		試験地	試験会場		
青森県	第1次試験 7月10日(日) (午前9時00分)	青森市	青森県警察学校	7月15日(金) (予定)	合格者に書面で通知されるほか、合格者の受験番号を青森県警察本部、青森県立警察、青森県立警察各署、青森県立警察各支隊等に掲示する。青森県立警察にも合格者の受験番号を掲示する。
		弘前市	青森県立警察弘前高等学校		
青森県以外	第2次試験 8月中旬	青森市	青森県警察学校	9月上旬	
		弘前市	青森県立警察弘前高等学校		
青森県以外	第1次試験 7月10日(日) (午前9時00分)	八戸市	青森県立警察八戸水産高等学校	8月上旬 8月中旬	都県によって異なるので、それぞれが問合せに応じる。
		青森市	青森県立警察青森研修所		
青森県以外	第2次試験 8月下旬	青森市	青森県立警察青森研修所	10月上旬 12月中旬	

5 試験の方法

(1) 試験の種目及び内容

試験種目	内容										
第1次試験	<p>警察官として必要な一般的知識及び知能について、五枝択一式による筆記試験を行う。(50題、2時間30分)</p> <p>なお、問題は下記の出題分野から出題する。 解答は、マークシート方式により行う。 【出題分野】社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断・推理、数的推理、資料解釈等</p> <p>警察官としての適性について、性格検査法による検査を行う。</p> <p>武道(柔道、剣道) についての実技試験を行う。</p> <p>一般的課題により職務の遂行に必要な識見、判断力、思考力等について記述試験を行う。(800字以内、1時間) (内容、論理性・思考力、構成・表現、国語力を評価)</p> <p>警察官に適する人物かどうかについて、集団面接及び個別面接により試験を行う。(姿勢態度、表現力、判断力、積極性、堅実性等を評価)</p> <p>警察官としての適性について、性格検査法による検査を行う。</p> <p>警察官として職務遂行上必要な体力について次の4種目の検査を行う。</p> <table border="1"> <tr> <td>男性 (青森県の場合)</td> <td>女性</td> </tr> <tr> <td>20mシャトルラン 以上</td> <td>折返回数が14回以上</td> </tr> <tr> <td>立幅跳び 180cm以上</td> <td>128cm以上</td> </tr> <tr> <td>上体起こし 上</td> <td>30秒間に9回以上</td> </tr> <tr> <td>握力 上</td> <td>左右平均24kg以上</td> </tr> </table> <p>体力の基準に 右の検査 [を]行う。</p>	男性 (青森県の場合)	女性	20mシャトルラン 以上	折返回数が14回以上	立幅跳び 180cm以上	128cm以上	上体起こし 上	30秒間に9回以上	握力 上	左右平均24kg以上
男性 (青森県の場合)	女性										
20mシャトルラン 以上	折返回数が14回以上										
立幅跳び 180cm以上	128cm以上										
上体起こし 上	30秒間に9回以上										
握力 上	左右平均24kg以上										
第2次試験	<table border="1"> <tr> <td>握力</td> <td>左右平均41kg以上</td> <td>左右平均24kg以上</td> </tr> </table>	握力	左右平均41kg以上	左右平均24kg以上							
握力	左右平均41kg以上	左右平均24kg以上									

検査

検査項目	男性 (青森県の場合)		女性
	身長	体重	
身体検査 [を]行う。	身長	70cm以上	65cm以上
	体重	50kg以上	45kg以上
胸囲	75cm以上	70cm以上	
視力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。		
色覚	職務の遂行に支障のないこと。		
その他	上記項目については、医療機関等において検査した身体検査書の提出を求める(検査料は個人負担となる。)		

注 第2次試験の種目、内容及び②の配点の基準等並びに④の最終合格者の決定方法は青森県のものであり、志望する都県により異なる場合があるので、詳しくはそれぞれの都県が問合せに依る。

(2) 配点の基準等

試験種目	男女	性	配点	武道指導 (柔道/剣道)
教養試験	男女	性	80	80
適性検査			-	-
実技試験			-	適否
計			80	80
第1次試験				
論文試験			40	40

方法	柔道及び剣道の有段者で加点を申請する場合は、武道段位を証明する書類の写しを郵送又はメール（c251001@p1c.pref.aomori.jp）で提出する（試験当日に証明書類の原本を確認する。）。
受付期間	5月9日（月）午前8時30分から6月10日（金）午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。
受験票等の交付	6月24日（金）に青森県警察のホームページに「受験番号一覧表」、「受験票」及び「写真票」を掲載するので、「第1次試験前日」までにこれらを必ず確認し、所定の方法により「受験票」及び「写真票」を作成すること。

注 申込受付期間終了後の試験区分や志望都県などの変更は認めない。

7 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

- (1) この試験の最終合格者は、合格した都県の作成する採用候補者名簿に登載され、各警察本部長又は警視總監からの請求等に応じて提示される同名簿の中から採用が決定される。
 - (2) 採用候補者名簿に登載されても、欠員等の状況から採用されない場合もある。
 - (3) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿が確定した日から1年間である。
- 8 初任給その他の給与
- (1) 青森県、平成28年4月採用の大学新卒者の場合

初任給	手当関係	被服
197,500円	6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。	採用と同時に制服、制帽のほか、靴、フリースヤツ、防寒衣等が支給される。

- (2) 青森県以外の都県の給与等については、それぞれの都県が問合せに応じる。

9 採用の時期

- (1) 警察官A（男性）及び警察官A（女性）の採用時期は平成29年4月1日であるが、平成28年10月採用に応じられる者は、平成28年10月1日採用となる場合がある。ただし、青森県以外の都県は、平成29年4月1日以降となる。
- (2) 採用後は巡査となり、初任教養を受けるため6か月間警察学校（全寮制）に入校する。

なお、警察学校を卒業後は交番に配置され、その後、本人の適性等により、留置係、生活安全係、刑事係、刑事係、交通係、警備係、機動隊などの業務に従事する。

10 試験結果の開示

青森県の採用試験の結果については、青森県個人情報保護条例第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができる。

なお、電話、はがき等による請求はできないので、受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、学生証、旅券等）の提示により、青森県警察本部警務課が請求に応じる（受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までの間。土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。）。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
青森県の第1次試験不合格者（青森県のみを志望した者）	第1次試験の得点及び順位	第1次試験合格発表の日から1か月間	青森県警察本部警務課
青森県の第1次試験不合格者（他都県を第2志望とした者）	第1次試験の得点及び順位	1月4日から1か月間	
青森県の第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点並びに最終順位	最終合格発表の日から1か月間	

11 昇任

昇任は、公平な昇任試験等により行われ、本人の努力次第で幹部警察官への道が開かれる。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭